

リモート取引参加者制度の導入について

平成 21 年 1 月 29 日
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

現在、当取引所は、取引参加者を金融商品取引業者又は登録金融機関に限定していますが、近年の海外投資家による売買の増加等を背景に、海外からの当取引所市場への直接参加に対するニーズが高まってきております。

投資家層の多様化は、当取引所市場の更なる流動性の向上及び国際競争力の強化に繋がると考えられることから、我が国に支店等を有しない外国証券業者に対して、取引参加者として当取引所市場への直接参加を認める、いわゆる「リモート取引参加者制度」を導入することといたします。

II. 制度概要

項目	内容	備考
1. 取引資格の取得 (1) 取引所取引許可業者による取引資格の取得 (2) 取引所取引許可業者による取引資格の取得の審査 a 審査基準	<ul style="list-style-type: none">金融商品取引法（以下「法」といいます。）第 60 条第 1 項の許可を受けた外国証券業者（以下「取引所取引許可業者」といいます。）による当取引所の取引資格の取得を可能とします。当取引所は、取引所取引許可業者による当取引所取引資格の取得の申請を受けた場合には、当取引所が定める基準に基づく審査を実施し、適当であると認めるものに対して、取引資格の取得を承認します。取得の承認に際しては、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」といいます。）の他社清算参加者との間で、清算受託契約を締結することを条件とします。	<ul style="list-style-type: none">取引資格の種類は現行どおり次の 4 つとし、取引所取引許可業者は、いずれの資格も取得可能とします。<ul style="list-style-type: none">①総合取引資格②国債先物等取引資格③指数先物等取引資格④有価証券オプション取引資格審査基準については、おおむね現行の基準を準用します。

項 目	内 容	備 考
b 審査料 (3) 取引資格の取得 手続き (4) 通知及び公表 2. リモート取引参加 者の主な義務等 (1) 法令諸規則等の 遵守 (2) 取引参加者契約 の締結 (3) 代表者及び責任 者の選任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引資格の取得申請をした取引所取引許可業者は、当取引所が定める日までに、資格審査料 100 万円を当取引所に納入するものとします。 ・ 当取引所から取引資格の取得の承認を受けた取引所取引許可業者は、当取引所が指定した取引資格を付与する期日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げます。)までに、次に掲げる手続きを行うこととします。 <ul style="list-style-type: none"> ①入会金の納入 ②当取引所との間での取引参加者契約の締結 ③取引資格の種類に応じた清算資格に係る清算受託契約の締結及び指定清算参加者の指定 ④信認金及び取引参加者保証金の預託 ⑤その他当取引所が定める取引資格の取得手続き ・ 当取引所は、取引所取引許可業者に取引資格を付与したときは、各取引参加者に通知するとともに、当取引所ホームページ等で公表します。 ・ 当取引所により当取引所において有価証券の売買等を行うための取引資格を付与された取引所取引許可業者(以下「リモート取引参加者」といいます。)は、取引所取引許可業者に適用される法令及び当取引所の規則等を遵守しなければなりません。 ・ リモート取引参加者は、当取引所との間で取引参加者契約を締結することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引業者及び登録金融機関に対する資格審査料は 100 万円です。 ・ 当該取引所取引許可業者が、左記の手続きを履行しないときは、取引資格の取得申請を取り下げたものとみなします。 ・ 入会金の額は、総合取引資格 1,000 万円、国債先物等取引資格 300 万円、指数先物等取引資格及び有価証券オプション取引資格 100 万円とします。 ・ 公告は行いません。

項 目	内 容	備 考
a 取引参加者代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・ リモート取引参加者は、取引参加者代表者を選任することとします。 	
b 法令遵守責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ リモート取引参加者は、法令遵守責任者（内部管理統括責任者と同等の役割を果たす者として）を選任することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者代表者による兼任を可能とします。
c 有価証券売買責任者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ リモート取引参加者は、有価証券売買責任者等を選任することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場の区分に応じて次の4種類があります。 <ul style="list-style-type: none"> ①有価証券売買責任者 ②国債証券先物取引等責任者 ③指数先物取引等責任者 ④有価証券オプション取引責任者
d 売買管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ リモート取引参加者は、取引時間中に常時連絡が可能な売買管理責任者を選任することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買管理責任者は、主たる発注場所に常駐し、注文の状況等を確認できることが求められます。
(4) 取引参加料金の納入	<ul style="list-style-type: none"> ・ リモート取引参加者は、当取引所が定める取引参加料金を当取引所に納入することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料率等は国内の取引参加者と同一とします。
(5) 信託金の預託	<ul style="list-style-type: none"> ・ リモート取引参加者は、当取引所へ信託金を預託することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金による預託を求めることとします。
(6) 取引参加者保証金の預託	<ul style="list-style-type: none"> ・ リモート取引参加者は、当取引所が定める取引参加者保証金を当取引所に預託することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金による預託とし、所要額の計算は国内の取引参加者と同一とします。
(7) 承認、届出又は報告事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・ リモート取引参加者は、当取引所が定める事項について、当取引所が定める方法により当取引所の承認を受ける、又は、当取引所へ届出若しくは報告を行うこととします。 	
(8) 委託注文の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ リモート取引参加者は、日本に居住する者からの委託注文を当取引所に発注することはできません。 ・ リモート取引参加者は、委託注文（日本に居住する者からの委託注文を除く。）を当取引所に発注する場合は、法令諸規則遵守上の受託責 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インサイダー取引や相場操縦などの不公正取引を未然に防止する体制の整備

項 目	内 容	備 考
<p>(9) 指定清算参加者の指定</p> <p>3. 取引資格の喪失</p> <p>(1) 喪失の申請</p> <p>(2) 喪失の承認</p> <p>(3) 通知</p> <p>(4) 喪失手数料</p> <p>(5) 取引参加権の譲渡・譲受け</p> <p>4. リモート取引参加者の考査等</p> <p>(1) 法令諸規則等の遵守状況の調査</p>	<p>任を遂行するに足る体制を整備していなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リモート取引参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託先とする他社清算参加者（指定清算参加者）をあらかじめ指定して取引を行わなければなりません。 ・取引資格を喪失しようとするリモート取引参加者は、当取引所に取引資格の喪失申請を行うこととします。 ・当取引所は、将来の一定の期日を指定して、取引資格の喪失を承認します。 ・当取引所は、取引資格の喪失の承認をした時は、各取引参加者に通知するとともに、当取引所ホームページ等で公表します。 ・取引資格の喪失に係る手数料は、不要とします。 ・<u>取引参加権の譲渡・譲受けはできないこととします。</u> ・当取引所は、有価証券の売買等に関するリモート取引参加者の法令諸規則の遵守の状況等を調査するために、その売買等を審査し、当該審査の結果に基づき必要な措置を講ずることができることとします。 ・当取引所は、リモート取引参加者の業務若しくは財産の状況及び法令諸規則の遵守の状況等を調査するために考査を行い、当該考査の結果 	<p>を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公告は行いません。 ・金融商品取引業者及び登録金融機関に対する喪失手数料は100万円です。 ・<u>取引資格の取得申請者（取引所取引許可業者に限ります。）が取引資格を喪失するリモート取引参加者と実態に差異がないと当取引所が認めるときには、入会金の納入を要しないものとします。</u>

項目	内容	備考
(2) 処分等 a 処分 b 処置 c 措置 5. システム接続 6. その他	<p>に基づき必要な措置を講ずることができることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、リモート取引参加者が法令諸規則に違反した場合、不正な手段により取引資格を取得した場合、当取引所の調査を拒否した場合等には処分を行うことができることとします。 ・ 当取引所は、リモート取引参加者の支配関係等が当取引所の市場の運営に鑑みて適当でないと認められるときの変更請求に応じない場合等には処置を行うことができることとします。 ・ 当取引所は、リモート取引参加者が法令により取引所取引業務の全部若しくは一部の停止又は許可の取消しの処分を受けた場合等には措置を行うことができることとします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ リモート取引参加者による当取引所システムへの接続は、当取引所が定める国内のアクセス・ポイントから行うこととします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ リモート取引参加者に係るその他の事項については、取引参加者に関する規定に準じて取り扱うこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処分等の内容に応じ有価証券の売買等の停止、制限又は取引資格の取消しを行います。 ・ システムベンダーを経由して接続することも可能です。

Ⅲ. 実施時期（予定）

平成21年2月を目途とする。

以 上